



## お知らせ

### 市指定医療機関での がん検診が始まりました

地域医療推進課 ☎327-5030 📠384-5670

日本では生涯に2人に1人が「がん」にかかると推計されています。定期的に検診を受け、がんの早期発見、早期治療を行うことが大切です。ご自身の健康のために、ぜひこの機会に検診を受けましょう。

**対象** 本市に住民登録がある方で、職場などで受診する機会がない方

**期間** 7月1日(火)～令和8年2月28日(土)

※詳しくは、広報すずか6月5日号同時配布冊子「がん検診・健康診査・保健事業のご案内」をご覧ください。

### 鈴鹿市男女共同参画審議会の 傍聴ができます

男女共同参画課 ☎381-3113 📠381-3119

**とき** 7月30日(水)14時から

**ところ** 男女共同参画センター ホール

**内容** 令和6年度第3次鈴鹿市男女共同参画基本計画に係る年次報告書(案)外部評価のまとめ

**定員** 10人(先着順)

**申込み** 当日13時30分から45分まで、会場で受け付け

### シニア向け 無料就職相談窓口

産業政策課 ☎382-8698 📠382-0304

個別相談に応じながら就労までのサポートを行います。

**対象** 60歳から70歳までで、離職後1年以内または在職中の方

**とき** 7月8日(火)・22日(火) 10時～16時30分

**ところ** 市役所本館7階 打合せコーナー

**参加料** 無料

**申込み・問合せ** 電話で産業雇用安定センター三重事務所(大塚・中原 ☎059-225-5449

おおつか なかはら

事前予約制(土・日曜日、祝日を除く9時～17時))へ

### 就職氷河期世代を中心とする 中高年世代のための 合同企業説明会

産業政策課 ☎382-8698 📠382-0304

**対象** おおむね35歳から59歳までの求職中の方

**とき** 7月19日(土)11時～16時

**ところ** アスト津5階 ギャラリー1(津市羽所町700)

**参加企業** 県内企業10社(予定)

**参加料** 無料

**申込み・問合せ** おしごと広場みえ(アスト津3階 ☎059-222-3309

📠<https://www.oshigoto-mie.jp>)

### 防災会議を傍聴できます

防災危機管理課 ☎382-9968 📠382-7603

**とき** 8月4日(月)14時から

**ところ** 市役所本館12階

1203大会議室

**定員** 10人(希望者多数の場合は抽選)

**申込み** 当日13時30分から13時50分までに会場で

# 令和7年度介護保険 負担限度額認定の申請

鈴鹿亀山地区広域連合 ☎369-3201 📠369-3202

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、短期入所サービス（ショートステイ）利用時の自己負担費用のうち、食費、居住費（滞在費）について、申請することで負担が軽減されます。

**対象** 本人、配偶者および世帯全員が住民税非課税であり、預貯金などが基準額を超えていないこと

※虚偽の申告により不正に支給を受けた場合は、介護保険法第22条第1項の規定に基づき、支給された額の返還および加算金を求めることがあります。

## 対象となる預貯金など

- ・現金、預貯金（普通、定期）
  - ・有価証券（株式、国債、地方債、社債など）、投資信託
  - ・金や銀など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属
  - ・負債（借入金、住宅ローンなど）
- ※生命保険、自動車などは対象外です。

## 所得ごとの基準額

所得の状況		預貯金などの金額
本人、配偶者および世帯全員が住民税非課税	生活保護受給者	
	老齢福祉年金の受給者	
	第2号被保険者（65歳未満の被保険者）	単身1,000万円以下 （夫婦2,000万円以下）
	課税：非課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計額が80万9,000円以下の人	単身650万円以下 （夫婦1,650万円以下）
	課税：非課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計額が80万9,000円超120万円以下の人	単身550万円以下 （夫婦1,550万円以下）
課税：非課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計額が120万円超の人	単身500万円以下 （夫婦1,500万円以下）	

**認定有効期間** 申請月の1日から令和8年7月31日(金)まで

**申込み** 下記の必要書類などを鈴鹿亀山地区広域連合（市役所西館3階）へ

※現在交付されている「介護保険負担限度額認定証」の有効期限は、7月31日(木)までです。8月1日(金)以降も継続して認定を受けようとする方は、8月29日(金)まで（必着）にお申し込みください。

## 必要書類など

○介護保険負担限度額認定申請書兼同意書

※同連合ウェブサイトで購入できます。

○預貯金に関する通帳など（直近2カ月以内の残高が確認できるもの）の写し（配偶者がいる方は配偶者の通帳も必要）

※生活保護受給者は不要です。

## ◆食費・居住費の特例減額措置について

住民税課税により介護保険負担限度額認定に該当しない方で、施設に入所したことにより、残された世帯員の生計が困難になる場合には、特例減額措置制度があります。

※認定を受けるには、世帯の構成員数・年間収入・預貯金などの要件がありますので、詳しくは鈴鹿亀山地区広域連合へお問い合わせください。

## 後期高齢者医療制度に係る資格確認書の送付と入院時の食事代引き上げ

福祉医療課 ☎382-7627 📠382-9455

### ◆資格確認書

令和7年8月以降、マイナ保険証（保険証登録をしたマイナンバーカード）をお持ちの後期高齢者医療被保険者には資格情報のお知らせを送付する予定でしたが、マイナ保険証を基本とする仕組みに円滑に移行する観点から併用期間を確保するため、令和8年7月31日(金)まではマイナ保険証の有無にかかわらず全ての被保険者に資格確認書を送付することになりました。8月更新の資格確認書は令和7年7月中旬送付予定です。

### ◆入院時の食事代

食材費などが高騰していることを踏まえて、令和7年4月1日以降の入院時に係る食事代が引き上げられました。詳しくは、資格確認書に同封される「令和7年度後期高齢者医療制度のご案内」をご確認ください。

**問合せ** 三重県後期高齢者医療広域連合（☎059-221-6883・6884）

## 後期高齢者健康診査を 受診しましょう

福祉医療課 ☎382-7627 📠382-9455

後期高齢者医療制度では、健康管理と生活習慣病の早期発見のため、健康診査を実施します。6月下旬から、受診券などを三重県後期高齢者医療広域連合から順次送付します。

**対象** 後期高齢者医療被保険者の方

**受診券の送付時期**

- ・4月末時点の被保険者：6月下旬
- ・5月から7月までに被保険者になる方：8月中旬
- ・8月中に被保険者になる方：9月中旬

**受診期間** 7月1日(火)～12月27日(土)

※市外医療機関の場合は11月30日(日)までです。

**実施機関** 県内の健診実施医療機関

**内容** 問診、血圧測定、尿検査、血液検査 など

**料金** 無料(1回のみ)

**申込み** 直接または電話で受診希望の医療機関へ

**問合せ** 三重県後期高齢者医療広域連合 (☎059-221-6884)

## 75歳からの お口の健康チェック (後期高齢者歯科健康診査)

福祉医療課 ☎382-7627 📠382-9455

口や歯の健康は、食事や会話を楽しむだけでなく、疾病予防にもつながるため、健康長寿には欠かせません。自身の健康を維持するためにも受診しましょう。

**対象** 令和7年3月31日時点で75歳から80歳までの後期高齢者医療被保険者の方

**受診券の送付時期** 7月下旬

**受診期間** 8月1日(金)から11月20日(木)の間で1回のみ

**実施機関** 県内の指定歯科医療機関

※実施しない歯科医療機関もありますので、事前に受診を希望する医療機関へご確認ください。

**内容** 問診、口腔内健診、口腔機能評価

**料金** 無料

※所定の健診項目以外の検査や治療などを行った場合は、別途費用が必要です。

**申込み** 電話で実施歯科医療機関へ

※実施歯科医療機関一覧は、受診券と同封しています。

**問合せ** 三重県後期高齢者医療広域連合 (☎059-221-6884)

## 国民年金保険料免除・ 納付猶予制度

保険年金課 ☎382-9401 📠382-9455

本人・配偶者・世帯主の前年所得に応じて、国民年金保険料免除・猶予制度が利用できます。原則、毎年申請が必要です。

※令和6年度免除申請で全額免除や納付猶予が承認され、継続審査の承認を受けた方は除きます。

※所得により、対象にならない場合があります。

**持ち物**

・本人確認できるもの(マイナンバーカード、運転免許証 など)

・基礎年金番号の分かるもの(年金手帳、基礎年金番号通知書、納付書 など)

※本人・配偶者・世帯主の中に令和5年12月31日以降に退職(失業)した方がいる場合は、雇用保険の離職票または受給資格者証の写しをお持ちください。失業などによる特例により、免除または猶予が承認されやすくなる場合があります。

**申込み** 持ち物を持って、保険年金課または地区市民センターへ

※マイナポータルから電子申請をすることもできます。詳しくは、日本年金機構ウェブサイトをご覧ください。

**問合せ** 保険年金課、津年金事務所 (☎059-228-9112)

日本年金機構  
ウェブサイト



## 鈴鹿市国民健康保険 健康診査の開始

保険年金課 ☎382-9401 📠382-9455

対象の方に受診券を送付しました。自身の健康状態を把握するためにも、12月27日(土)までに受診しましょう。

※健診費用は無料です。

※受診できる医療機関は、受診券の送付時に同封した一覧表でご確認ください。

※受診時に風邪症状や発熱がある場合は、受診をお控えください。

※鈴鹿市国民健康保険以外の方や資格を喪失した方の健康診査は、加入している医療保険者へご確認ください。

**検査項目** 身体測定、腹囲測定、血圧測定、血液検査、心電図検査、尿検査、診察・問診

**持ち物** マイナ保険証または資格確認書・受診券・質問票

※7月31日(木)までは、有効期限内の鈴鹿市国民健康保険被保険者証も使用できます。

### ◆特定健康診査

糖尿病や高血圧などの生活習慣病の原因となるメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の予防・早期発見を目的とした健康診査です。

**対象** 鈴鹿市国民健康保険加入者で、次の全てに該当する方

・昭和25年9月1日～昭和61年3月31日生まれの方(令和7年度中に40歳～74歳(一部75歳)になる方)

・令和7年9月上旬までに届け出をして加入した方

・受診時に継続して加入している方

※特定健康診査実施期間中に75歳になる方の有効期間は、誕生日前日までです。

※5月中旬から9月上旬までに届け出をして加入した方には、8月から10月までに受診券を順次送付します。

※勤務先などで健康診査を受診された方は、健診結果の提出にご協力ください。詳しくは、保険年金課へお問い合わせください。

### ◆30歳代健康診査

体や心の変化が表れ始める30歳代の方の生活習慣病予防を目的とした健康診査です。

**対象** 鈴鹿市国民健康保険加入者で、次の全てに該当する方

○昭和61年4月1日～平成8年3月31日生まれの方(令和7年度中に30～39歳になる方)

○令和6年4月1日以前から鈴鹿市国民健康保険に継続して加入している方

## 納税の休日窓口と納税・国民健康保険料の夜間窓口

納税課 ☎382-9008 📠382-7660

保険年金課 ☎382-9290 📠382-9455

**ところ** 納税課

**内容** 市税・国民健康保険料の納付、納付相談、口座振替の手続き など

### ◆休日窓口(市税)

**とき** 7月27日(日)9時～12時

### ◆夜間窓口(市税・保険料)

**とき** 7月31日(木)17時15分～19時

※北通用口は利用できません。南玄関からお越しください。

※夜間窓口で19時から20時までの時間帯に納付相談を希望する方は、事前に連絡が必要です。

## 国民健康保険「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の更新申請

保険年金課 ☎382-7605 📠382-9455

現在発行している認定証の有効期限は7月31日(木)です。8月以降も継続して認定証の交付を希望する方は、7月11日(金)以降に再度申請してください。

対象者	対象の認定証
70歳未満の方	限度額適用認定証(住民税課税世帯) 限度額適用・標準負担額減額認定証(住民税非課税世帯)
70歳以上 75歳未満の方	限度額適用認定証(現役並み所得者I・II世帯) 限度額適用・標準負担額減額認定証(住民税非課税世帯)

**申込み** 直接または郵送で保険年金課(〒513-8701 住所不要)または直接地区市民センターへ

※所得区分については、保険年金課へお問い合わせください。なお、所得区分は、前年の申告内容に基づきます。

※申請には、マイナンバーカードまたは本人確認できるもの(運転免許証など)と個人番号(マイナンバー)を確認できるものが必要です。

※申請書は市ウェブサイトで入手できます。

※保険年金課窓口は、混雑することが予想されますので、地区市民センターや郵送での申請をご検討ください。その場合は、認定証を郵送で交付します。

※マイナンバーカードを保険証として利用される方が、マイナンバーカードを読み込むカードリーダー設置の医療機関などで受診する場合は、オンラインで区分確認を行いますので、認定証の提示は不要となり、高額療養費制度の限度額を超える支払いは免除されます。

※70歳未満の方で、国民健康保険料に未納がある場合は、認定証の交付やマイナンバーカードによるオンラインでの区分確認ができません。

※長期入院における食事療養費の減額を受ける場合は、申請が必要です。

# 令和6年度下半期 上下水道事業の業務状況

経理課 ☎368-1664 📠368-1688

## ◆水道事業の業務状況

### 業務の概況

令和7年3月31日現在、給水戸数は8万9,975戸です。また、下半期の総配水量は1,179万7,874m<sup>3</sup>、一日平均配水量は6万4,823m<sup>3</sup>で、総配水量は昨年度の下半期に比べると0.63%減少しています。

### 工事請負費の執行状況

- ・開発工事に伴う配水管布設工事など 1億4,817万円
- ・水道更新事業に伴う送配水管布設工事など 9億5,546万円
- ・送配水施設等設備改良に伴う取替工事など 651万円

### 予算の執行状況

区 分	収益的収入	収益的支出	資本的収入	資本的支出
予算現額	45億7,075万円	43億1,144万円	10億9,336万円	34億8,142万円
年間執行額	46億5,688万円	40億3,794万円	6億2,404万円	26億7,690万円
下半期執行額	23億3,916万円	23億8,318万円	5億1,232万円	17億5,023万円

※収益的収入・支出:水道事業の管理・運営に関する収入や支出のことです。

※資本的収入・支出:水道施設の建設・改良などに関する収入や支出のことです。

## ◆下水道事業の業務状況

### 業務の概況

- ・公共下水道事業:下半期の総処理水量は611万9,335m<sup>3</sup>、一日平均汚水処理水量は3万3,623m<sup>3</sup>で、総処理水量は昨年度の下半期に比べると1.55%減少しています。
- ・農業集落排水事業:下半期の総処理水量は66万7,772m<sup>3</sup>、一日平均汚水処理水量は3,669m<sup>3</sup>で、総処理水量は昨年度の下半期に比べると2.50%減少しています。

### 工事請負費の執行状況

- ・汚水処理普及促進事業に伴う工事(公共下水道事業) 9億5,296万円
- ・浸水対策事業(雨水)に伴う工事(公共下水道事業) 2億8,250万円
- ・処理施設などの設備更新に伴う工事(農業集落排水事業) 3,160万円

### 予算の執行状況

区 分	収益的収入	収益的支出	資本的収入	資本的支出
予算現額	61億3,442万円	58億1,946万円	58億5,779万円	80億3,740万円
年間執行額	61億2,429万円	56億4,678万円	37億3,672万円	59億8,289万円
下半期執行額	23億5,783万円	32億4,292万円	28億9,331万円	36億7,990万円

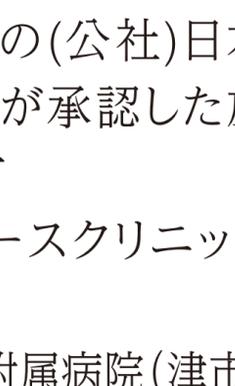
※下水道事業:公共下水道事業および農業集落排水事業のことです。

※収益的収入・支出:下水道事業の管理・運営に関する収入や支出のことです。

※資本的収入・支出:下水道施設の建設・改良などに関する収入や支出のことです。

※詳しくは、上下水道局ウェブサイト(ページ番号1013083)をご覧ください。

上下水道局  
ウェブサイト



## 特定不妊治療費の 助成対象を拡大します

こども保健課 ☎382-2252 📠382-4187

特定不妊治療費助成事業に着床前胚染色体異数性検査(PGT-A)を含む特定不妊治療費助成が追加されます。

### 対 象

治療開始時点で、次の要件を全て満たしている方

○治療開始時点で法律上の夫婦または事実上の婚姻関係にある夫婦

○夫婦どちらか一方、または双方が本市に住民登録がある

○妻の年齢が35歳以上43歳未満

○2回以上の体外受精胚移植の不成功、または2回以上の流死産の既往のある方

※夫婦いずれかに染色体構造異常が確認されている場合は、上記の既往を有しなくても対象とします。

○県内では以下の(公社)日本産婦人科学会が承認した施設で実施した方

・みのうらレディースクリニック(鈴鹿市)

・三重大学医学部附属病院(津市)

・医療法人西山産婦人科(津市)

・済生会松阪総合病院(松阪市)

### 助成金額

治療1回分

・採卵から胚移植:上限30万円

・胚移植のみ:上限17万5千円以内

### 助成回数

1子あたり6回まで

※着床前胚染色体異数性検査(PGT-A)助成事業(本助成)の治療を実施する時点で、本助成を受けた回数、保険適用の治療回数と、保険適用終了後の特定不妊治療に対する助成回数追加事業で助成を受けた回数をあわせた回数が1子あたり8回以上は助成対象になりません。県内他市町が助成した回数も通算します。出産により回数はリセットされます。

### 提出書類

・特定不妊治療費助成申請書

・特定不妊治療費受診等証明書

・医療機関発行の領収書(原本)

・戸籍謄本(住民票で夫婦関係が確認できない場合、事実婚の場合に必要)

・出生した場合の子の認知に関する意向書(事実婚の場合に必要)

・事実婚関係にかかる申立書(事実婚の場合に必要)

※申請書類は、こども保健課または市ウェブサイト(ページ番号1015351)で入手できます。

# 市フルタイム会計年度 任用職員募集 (保育士・幼稚園講師)

こども育成課 ☎382-7606 📠382-9054

**受験資格** 次の要件を全て満たす方

- 保育士資格・幼稚園教諭免許をいずれも取得済みの方  
または9月30日(火)までに取得見込みの方で、10月1日(水)から勤務が可能な方
- 地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない方
- 外国籍の方は、永住者または特別永住者の在留資格を有する方

**業務内容** 保育所または幼稚園での保育に関する業務

**任用条件** 給与は24万2,000円から24万4,400円までで、各種手当(期末手当、通勤手当など)があります。また、社会保険にも加入します。

**定員** 6人程度

**申込み** 7月7日(月)から25日(金)(土・日曜日、祝日を除く8時30分~17時15分)までに、採用試験申込書、エントリーシート、作文を直接または簡易書留でこども育成課(〒513-8701 住所不要)へ

※募集要項や申込書類は、市ウェブサイト(ページ番号1015268)またはこども育成課で入手できます。

※公立保育所では、パートタイム会計年度任用職員も随時募集しています。

## ◆採用試験

**とき** 8月10日(日)9時から

**ところ** 西条保育所(西条8-19-1)

**内容** 面接と簡単な実技

※合否については、8月下旬に郵送で通知します。

## 有料広告

**庭木1本から承ります!**

お客様のお客先へお約束  
庭木1本より明瞭料金  
トイレはお借りしません  
土日でもOKです  
お茶はご遠慮します

広報すずか  
生垣の剪定 長さ1m 高さ2m  
通常 2,200円を  
初回限定 1,100円 ※税込  
先着10名様

ガーデンエクステル  
カタクラ(東証スタンダード上場会社)グループ 鈴鹿店  
亀山市亀田町336 ☎9:00~17:00  
0120-61-4128

リフォーム業者選びの専門機関「優良工事店ネットワーク」が無料で配布している「ガイドブック」には、「信頼できる業者の見極め方」や「手抜き工事防止法」、「工事費用の節約術」など、役立つ情報が満載です。先着50名様限定。お申込みは、電話・WEBにて。〒住所・氏名・電話番号・申込番号をお伝えください。 ※訪問・営業は一切ありません。個人情報(資料発送)のみに使用 建築・不動産関係の方の応募は不可。

【申込方法】申込番号:7726(電話またはWEBにて)  
0120-146-064  
朝9時から夕方5時まで土日祝日も受付  
優良工事店ネットワーク WEB  
優良工事店ネットワーク近畿事務局  
〒615-0924 京都府京都市右京区梅津尻溝町 8-204

**介護職員初任者研修 受講生募集!**

介護の基本的な知識や技術を習得し通学と自宅学習で資格取得を目指します。通学が充実しているので、学科・実技ともにしっかり学べます。受講修了者には介護職員初任者研修修了証明書を交付します。

日時 2025年8/5(水)~10/3(金)  
毎週火・金 日中の時間帯  
※詳細はお問合せ下さい

受講料 75,000円(税込・テキスト代込)  
亀山市阿野田町1061-96  
無料駐車場あり

通学 16日間 + 自宅学習(課題)  
先着10名  
申込み締切 7/31(木)  
電話またはHPから

一般社団法人 絆  
0595-96-9208 担当: 町田

3歳になったら鈴鹿サーキットパークへ!

3歳バースデー・デビューインビテーション  
3歳のお誕生日から1か月間  
パークパスポートが 同伴のご家族  
ご本人無料 + 4人まで半額

※事前申込が必要  
※レース開催日・特定日を除く  
※翌月の同日まで。翌月に同日が存在しない場合は、その翌日

SUZUKA CIRCUIT PARK  
三重県鈴鹿市稲生町 7992 TEL.059-378-1111  
詳しくはこちら

※「広報すずか」の発行経費の一部に充てるため、有料広告を掲載しています。内容に関する責任は広告主に帰属します。

※有料広告掲載に関するお問い合わせは、令和7年度広告代理店の株式会社ウイット(☎072-668-3275)へ

## 運転経歴証明書

### 交付助成事業

交通防犯課 ☎382-9022 📠382-7603

市は、運転免許証を返納された方に対して交付される「運転経歴証明書」の交付手数料を全額助成しています。

※運転免許証の自主返納時に、運転経歴証明書の交付手続きができます。

**対象** 鈴鹿警察署で受付時満65歳以上の運転免許証を自主返納される方

## ◆運転経歴証明書とは

運転免許証を自主返納する際に、三重県公安委員会が発行する証明書で、公的な本人確認書類として利用できます。運転免許証と同じサイズのカード型で、返納する前5年間の運転経歴のほか、本人の顔写真、住所、氏名、生年月日が記載されます。お持ちの方は、C-BUS、市内路線バスの運賃割引などの特典を受けることができます。

氏名	日本花子	昭和61年 5月 1日生
住所	東京都千代田区霞が関2-1-2	
交付	令和01年05月07日 12345-1	
<b>運転経歴証明書</b> (自動車等の運転にのみ有効)		
番号	第 012345678900 号	
取得	平成15年04月01日	大中小特
更新	平成17年06月01日	大中小特
再更新	平成29年08月01日	大中小特

〇〇〇〇 公安委員会

## 夏の交通安全県民運動

交通防犯課 ☎382-9022 📠382-7603

7月11日(金)から20日(日)まで、夏の交通安全県民運動が実施されます。夏本番を迎え、行楽などで自動車を運転する機会が増えるほか、暑さやレジャーの疲れから運転者の注意力が散漫になりがちです。運動を通じて自分の交通行動を見つめ直し、交通ルール遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけて、交通事故防止に努めましょう。

### 運動の重点項目

- こどもと高齢者の交通事故防止
- 歩行者優先意識の徹底と安全な横断方法の実践
- シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 飲酒運転などの根絶
- 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

## 介護職員初任者研修などの受講者への支援

長寿社会課 ☎382-9886 📠382-7607

介護に従事する人材の確保や介護職員のスキルアップのため、研修費用の一部を助成します。

**対 象** 次の全てに該当する方

- ・令和5年4月1日以降に開講した研修の修了日から6カ月以内に、市内の介護事業所に就労し、3カ月以上(休職期間を除く)勤務している方

※研修修了時点で市内の介護事業所で、すでに勤務している場合は、研修修了日から3カ月以上(休職期間を除く)勤務している必要があります。

- ・助成金申請時点で満55歳以下の方
- ・研修受講費を完納している方
- ・本助成を一度も受けたことがない方
- ・研修受講費に対する他の助成を受けていない方

### 対象研修

- ・介護職員初任者研修
- ・生活援助従事者研修

**助成額** 研修受講費(テキスト代含む)の2分の1(上限4万円)

※研修受講費の領収書の日付が令和5年4月1日以降である必要があります。

※分割払い手数料、補講料金および追試受験料は、助成対象経費に含まれません。

**申込み** 研修修了日から1年以内に、申請書類の必要事項を記入の上、必要書類を添えて直接長寿社会課へ

※申請書類などは市ウェブサイト(ページ番号1003224)で入手できます。